

## 工事費積算参考資料

本資料は、入札参加者の見積の参考とするため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものであり、契約約款第1条の設計図書ではありません。見積額は入札参加者が契約を履行できる金額で計上してください。

また、この資料は契約を拘束するものではなく、この資料をもって変更等の協議には応じません。  
 なお、本資料の有効期限は、この工事の開札日までとします。

工 事 名	名張中央公園内高圧ケーブル等改修工事
-------	--------------------

単価適用日		令和 5年 5月
		一般財団法人 建設物価調査会発行 季刊建築コスト情報 2023.4 春号
		一般財団法人 経済調査会発行 季刊建築施工単価 2023.4 春号
		一般財団法人 建設物価調査会発行 月刊建設物価 2023.5月号
		一般財団法人 経済調査会発行 月刊積算資料 2023.5月号
積算基準適用版		公共建築工事積算基準(令和4年版)
		公共建築工事積算基準等資料(令和4年3月28日 国営積第12-1号)
		営繕積算システム等開発利用歩掛り(令和4年版)
		営繕積算方式活用マニュアル(令和3年4月)
共通費情報	主たる工事	電気設備工事
	工種別区分	電気設備改修工事 <span style="color: red;">建築改修工事 建築その他工事</span>
	労務費の比率が著しく少ない工事	該当しない
	共通仮設費率算定工期(T)	5.6 か月
	鉄骨工事	なし
	その他工事	あり
	監理事務所	なし
	法定外の保険料等の補正	あり
	前払い率	35%を超える場合
契約保証補正	金銭的保証	

(直接工事費計上分)

鉄屑 スクラップ控除	あり
適用単価	建設物価及び積算資料 H2
アルミ スクラップ控除	なし
適用単価	
墜落制止用器具費	なし
適用工種	
適用工期	

(共通仮設費積上分)

建築工事

項目	摘要	数量	単位

電気設備工事

項目	摘要	数量	単位
交通誘導員A		10	人工
交通誘導員B		21	人工
A型バリケード	1200×800 1か月 基本料共	67.0	台
工事用信号機	夜間用 1か月 1組(灯体、ホ-ル等×2)	1.0	式
道路使用許可申請手数料		1.0	式

機械設備工事

項目	摘要	数量	単位

(現場管理費積上分)

建築工事

項目	摘要	数量	単位

電気工事

項目	摘要	数量	単位

機械設備工事

項目	摘要	数量	単位

(その他)

### 建築工事

項目	摘要	数量	単位
芝復旧	野芝 べた張り 材工共 目土入れ、転圧、散水共	35.0	m <sup>2</sup>
仮復旧(園内道路)	RC-40 W=800 t=260	60.6	m <sup>3</sup>
仮舗装(園内道路)	t=30 W=800	233.0	m <sup>2</sup>
路盤不陸整正(園内道路)	本復旧時 整正、転圧	350.0	m <sup>2</sup>
上層路盤(園内道路)	本復旧時 M-30 t=100	35.0	m <sup>3</sup>
アスファルト舗装(園内道路)	本復旧時 再生密粒度アスコン t=50	409.0	m <sup>2</sup>
重機損料(園内道路分)		1.0	式
重機回送費(園内道路分)		1.0	式
仮復旧(敷地内舗装部分)	粒度調整碎石 M-30 W800 t200	18.9	m <sup>3</sup>
路盤不陸整正(敷地内舗装部分)	本復旧時 整正、転圧	100.0	m <sup>2</sup>
アスファルト舗装(敷地内舗装部分)	再生密粒度アスコン t=50	100.0	m <sup>2</sup>
重機損料(敷地内舗装部分)		1.0	式
重機回送費(敷地内舗装部分)		1.0	式

### 電気工事

項目	摘要	数量	単位

### 機械設備工事

項目	摘要	数量	単位

#### 1. 発生材処分費の取り扱いについて

発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

#### 2. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して計算する。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。

(3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

(4) 一般管理費は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

#### 3. 物価等資料掲載価格について

物価等資料掲載価格を比較し、原則いずれか安価な方を採用する。ただし、掲載価格がそれぞれ大きく異なる場合等は平均値を採用する。(平均値を採用している場合は備考欄に\*印)

#### 4. 直接工事費の積算について

(1) 公共建築工事積算基準における、その他率(下請け諸経費)は各工種毎の中間値を採用する。

(2) 共通仮設費積上分の、その他率(下請け諸経費)は労務費を対象とし、仮設の中間値を採用する。

但し、建設機械賃料については、特記なき限り、物価資料の単価とし、その他率は乗じない。

